

## 公民館運営審議会 会議概要

1	審議会名	平成26年度第2回公民館運営審議会
2	日時	平成26年10月9日 午前10時00分から12時00分
3	会場	明科支所 会議室3
4	出席者	内田 昭三会長、宮川 智江古副会長、曾根原 幸人委員、望月 芳雄委員、松尾 基委員、関 晏弘委員、佐治 良夫委員、平倉 勝美委員、大友 博秋委員、内田 浩志委員、堀内 照子委員、渡辺 春美委員、田中 吉弘委員
	欠席者	峯村 宏委員
5	市側出席者	教育部北條部長、中央公民館蓮井館長、藤森主事、沖主事
6	公開・非公開の別	公開
7	傍聴人	0人 記者 0人
8	会議概要作成年月日	平成26年10月15日

### 協 議 事 項 等

1	会議の概要
(1)	開 会 宮川副会長
(2)	あいさつ 内田会長
(3)	審議事項 安曇野市公民館条例の改正について
	①改正の概要
	②条例の問題点と改正の方向（資料1）
	③改正のスケジュール（資料2）
	④パブリックコメントの実施（資料3）
(4)	そ の 他
(5)	閉 会 宮川副会長
2	審議事項
	①改正の概要（説明：中央公民館蓮井館長）
	②条例の問題点と改正の方向（説明：中央公民館藤森主事）
	<b>【委員】</b> 公民館条例の「館長の任期は2年とする。」という部分で、豊科と明科公民館長の任期が年度途中で終わってしまうために文言を削除するということですが、その他の館長の任期はどういう状況ですか。
	<b>【事務局】</b> 豊科、明科を除く公民館長は平成28年3月31日までが任期です。今の段階では、公民館長の任期が年度末になるようにしたいと考えています。他市の例を参考に1年単位での任命も考えています。ただ、人事の任命として最長5年、6年というのは常識的ではないので、通常の職務を判断して1年ないし2年の任期での任命を考えております。今回の改正の一番の目的は、公民館長の任期を年度末までにするという事です。
	<b>【委員】</b> 改正案では公民館使用料に冷暖房使用料を含むとのことですが、例えば春や秋の冷暖房を使わないときも、冷暖房使用料が含まれることになりますか。
	<b>【事務局】</b> 現在検討中の料金改定については、冷暖房使用料をそのまま公民館使用料に加算することをまず考えました。しかし委員のご発言のとおり、冷暖房を使用する必要のない時期というのがあります。そこで1年のうち3ヶ月は冷暖房を使用しないという見込みで、従来の冷暖房使用料に12分の9を

掛けたものを公民館使用料に加算するという算定方法で検討しています。

【事務局】全ての公民館が改修されますと、新しい施設の冷暖房は全館集中管理ではなく、各部屋でスイッチを入れる設計になりますので、利用者が暑いまたは寒いと感じれば冷暖房を入れることができます。これを制限するのは難しいと思いますので、従来の1時間単位での冷暖房の管理が難しくなります。従って施設使用料に冷暖房使用料を内包する形で考えていきたいと思います。

【委員】消費税率改正に伴う使用料の改正とのことですが、今までの料金にも消費税が加味されて計算されていて、市はどこかに消費税を納めているということですか。また、改正の概要では市民サービスの更なる向上をうたっていますが、例えばどういうことを考えているのか、具体的に示していただきたいと思います。

【事務局】地方公共団体は直接消費税を納付することはありませんが、施設維持に係る電気料金や水道代などに課された消費税を地方公共団体も支払っています。本来であれば消費税が8パーセントに改定された際にも料金改定を行わなければなりませんでしたが、市全体として、10パーセントに改定されたときに対応するという方針です。教育委員会所管の施設以外の施設についても、料金改定について3月議会に上程するという方針が決まっております。また、総務省から消費税率改正に伴い使用料や手数料については適切に対処していくよう通知がありましたので、それに合わせて対応していくということです。

【事務局】市民サービスの更なる向上に関しては、1点目として休館日を現行の毎週月曜から月2回に変更し、月曜日でも月2～3回は公民館を使用できるようにします。2点目として、時間区分を変更します。現行は4つの時間区分で貸出をしており、3時間または2時間30分単位での使用としています。例えば、1時間のみ使用する場合でも3時間ないし2時間30分の料金を納めていただいています。また「午後4時～7時」の区分では、6時から9時までの3時間を使用する場合に、午後4時から9時30分までの計5時間半を予約してその分の料金を支払うというケースも多くあります。新しい時間区分では1時間ごとの貸出を行いますので、使用する時間どおりに施設を予約することが可能になります。使用料も1時間単位で換算したものになりますので、実際に使用した時間のみの使用料を支払うという形になります。

【委員】第5条第1項の文言について、上位法である社会教育法に同じ定めがあるため削除することですが、この文言を削除してしまうと次の条文が唐突になる印象を受けるので、「置くことができる」ではなく「置く」として、文章として残しておくことはできないのでしょうか。

【事務局】社会教育法の定めで、「公民館に館長を置き、主事その他必要な職員を置くことができる。」という文言がありますので、条例に記載する必要はないということです。「置く」とした場合は、委員の指摘のとおり、上位法と文言が異なるので記載する必要があります。ただ、現在公民館業務は市長部局に補助執行という形式になっていますので、公民館の業務を行っているのは市長部局の支所の地域課の職員です。市長部局の職員に対して公民館主事の発令をすることについては、具体的には併任辞令を発令した上で公民館主事を任命することになりますが、実際には行っておりません。しかし社会教育法には「置くことができる。」という規定がありますので、実際にそのような手続きを行うことは可能です。今後の検討課題とします。

【委員】第5条のところは削除しておきたいということですか。

【事務局】そういったことはありません。市の文書法規担当と協議をした際に、同一の文言を上位法と重複して記載する必要はないという指摘がありました。同条第2項を削除するというので、併せて第

1項を見直したところ、指摘を受けたものです。

【委員】消費税率の改正に伴って使用料を見直すとのことですが、それを理由としなくても、単に料金の見直しをするということで良いと思います。今後も消費税率が改正された場合は、それに合わせて使用料を上げ下げするというのでしょうか。

【事務局】現在、施設の管理に係る電気料等の公共料金にも増税分が転嫁され、単価等が上がってきています。それに伴い、施設を提供する私どもとしても、消費税率の改正に合わせて使用料を検討していきたいと考えています。

【委員】公民館長については現在も公募形式で選出していますか。

【事務局】現在も公募形式をとっています。検討課題は多くありますが、今後も続けていく予定です。現行の条例では、公民館長の任期は2年間となっていますが、改正後は年度初めから年度末までの1年間を任期として、本人の辞意またはその他の要因がない限りは1年の任期を繰り返していくと考えています。もし任期途中で不測の事態により辞任となれば、その時点で公募または選出して年度末までの残任期間を任期とし、翌年は1年間の任期とするということで、基本は1年の任期を更新していき、条例上で2年という任期は定めない方向で考えております。

【委員】公民館長は教員出身の人が多いイメージがあり、一般の人が務めるのは難しいのではないかと、この意見が以前はありましたが、今は民間からも公募するということですか。

【事務局】今までに応募があった人の職歴を見ると、民間の会社に勤めていた人や、自治体の職員として働いていた人もいます。過去にもそういった人が公民館長を務めている実績もあり、公募の時点では幅広く募集をしています。先程話がありました1年任期の更新については、慎重に検討して皆さんにお示ししたいと考えていますが、今回の改正の一番の目的は、年度途中で館長に就任した場合に他の館長と任期が統一されないということから、2年間の任期についての文言を削除するということです。また、条例上で公民館長の任期をうたっている自治体はほとんどないというのが実態です。また、現在の館長が継続する意思がある場合にまた応募しなければならないという問題もありますので、公募の方法も含めてもう少し検討していきたいと考えています。

【委員】市民にとって何がサービスの向上かという点と、使用料を安くすることと、減免の幅を広げることだと思いますが、改正案はそれに逆行している印象を受けますがいかがですか。また、第4条の自治公民館の文言を削除することについて、「地区公民館は重要なパートナーであり、支援は従来どおり惜しまない」という説明がありましたが、どこかにそのことを明示しているのでしょうか。

【事務局】確かに使用料を下げるのが市民サービスの向上につながるというのは一つの考え方であると思います。しかし、公民館を使用する市民と使用しない市民がいるという観点から考えると、施設を使用する場合にはある程度の受益者負担は必要だと考えます。ただ、今回の料金改定は消費税の増税分の転嫁と、冷暖房使用料の12分の9を含めることのみで、それ以外の値上げは考えていません。また、国からも、消費税を転嫁する際に他の料金の値上げは個別案件ごと厳正に対処すべきとの指導がありましたので、忠実に守っていきたくと思います。減免については、例えば12号区分の団体が利用する場合の減免区分では公民館使用料の100分の100、冷暖房使用料の100分の50が減免になっています。利用実態を調査したところ、この区分で実際納めていただいている金額は、本来の使用料の金額の10分の1にも満たないというのが現実です。この数字は精査する必要がありますが、こういった観点から考えて、この数字が歩いていったときに、この区分の団体に全く負担がないということになると、公民館を普段利用している人を守れないのではないかと懸念があります。一部の人の恩恵が大きいというこ

とになると、他の市民からはもう少し負担をという意見が出ることも考えられますので、減免の取り扱いについては慎重に検討して対応していきたいと考えています。地区公民館への支援については、現在、地区公民館活動補助金と地区公民館建設補助金の交付要綱を定め、金銭的な支援をしています。地区公民館については条例からは削除しますが、要綱に明確に記載し、従来通り補助金を交付していきます。

【委員】条例から削除されてしまうと、地域公民館と地区公民館の関係はどうなるのかというのが懸念されます。市民の方も同じような印象を持つと思いますので、今後の説明などでご配慮いただきたいと思います。

③改正のスケジュール（資料2）（説明：中央公民館藤森主事）

④パブリックコメントの実施（資料3）（説明：中央公民館藤森主事）

【委員】パブリックコメントについて、今配られている資料がそのまま広報に掲載されるということですか。

【事務局】パブリックコメントについて広報でお知らせするのは期間、閲覧場所と意見募集の方法のみですが、お配りした資料と同様のものを各支所、豊科公民館を除く各公民館、市民活動センターで閲覧できます。また、市ホームページにも同様の資料を掲載します。

【委員】ホームページを見る人は限られると思いますので、広報を見たときに、この意見募集が何のことか分かりにくいのではないのでしょうか。

【事務局】意見公募をする趣旨としては、多くの市民から意見をいただきたいというもので、所定の手続きによりこのような方法で行っております。ただ、委員の意見のとおり分かりにくい部分もあるかと思っておりますので、できるだけ多くの意見を募るために説明会を行い、公民館の利用団体にも説明会のご案内をしていきます。

【委員】説明会を開催すると、条例改正以外の意見も出てくると思います。この審議会でも議論してきた内容ですが、例えば中央公民館と分館の組織上の位置付けについて明確化が必要であるとか、支所の地域課の職員と公民館職員の業務の兼ね合いがどうなっているのか、また、公民館の職員数が削減されて大変だという意見も聞いております。このような意見も説明会では出てくるのではないかと思いますので、ご対応をお願いします。

【委員】以前は地区公民館を「分館」と呼んでいましたが、今もそのように呼ぶ方は多いです。今の「分館」というのは地域公民館のことですが、市民の皆さんにはそれが分からないという人もいます。そのように公民館の位置付けがはっきりしない人が多く、地区公民館対抗の行事も「分館対抗」だと一般の人は思っています。合併して公民館の位置付けが変わったときに周知はしていると思いますが、より徹底した周知が必要だと思います。もう一つ、公民館長の公募の件です。公民館というものは社会教育なので、学校教育とは異なる部分が多くあると思います。学校教育はある程度特殊な環境の中で行われるものですが、社会教育はそういった特殊な環境を除いた広い環境で行われるものです。民間の企業に勤めていた人は人脈も広く色々な人とつきあいがあり、非常に多くの経験を持っています。ですから私としては、そういうの方が公民館活動に対して色々な提案ができ、また受け入れることもできると思いますので、公募形式を大事にしていきたいと思います。

【事務局】合併により旧5町村の公民館を地域公民館と位置付け、その下に地区公民館が99館あります。地区公民館の中にも「〇〇分館」という看板を掲げて活動しているところもありますので、折に触

れて周知を図っていきます。また、現在の地域公民館長の中で学校教育関係者は豊科と穂高の2名のみで、他の3名は民間または学校教育関係以外の人が務めています。公募のあり方については検討していく必要がありますが、現在も幅広い分野から応募があり、その中で適切な人を選考しています。

【委員】県の男女共同参画フォーラムでの県教育長の講演で、公民館についての話が半分以上あり、地区単位の活動がまさに地域づくり、絆づくりにつながるということでした。地区公民館への金銭的な補助が大事だということは分かりますが、市がそれ以外のところでも地区公民館に目を配っているということがあるのとないのでは、市民の気持ちの持ち方が違うと思います。私は本日の会議資料を読んだときに、条例から記述を削除するというで「放り出されてしまった」という感じを受けました。各地域公民館が地区公民館を見ているということを示すか、あるいは安曇野市の目が届いているということになれば、他の地域の地区公民館を借りることもできると思います。自治公民館だから地区に任せてあるということだと、他の地域へ行って地区公民館を借りて活動するのは難しいと思います。地区で決められているやり方だと、有料で借りるということも出てくると思います。地域づくりを進めていくためには、安曇野市の地区公民館をどこでも使える体制になればいいと思います。

【事務局】大変貴重なご意見ありがとうございます。本来、地区公民館は正にその地区の自主活動の拠点でありますので、条例上で市の施設という位置付けをするのではなく、まさしくパートナーであると考えています。この4月から補助執行ということで地域課の職員が公民館活動を担っています。実際には明科以外は支所と公民館が同じ建物になっていないという状況で、まだまだ様々な課題はありますが、明科では「いいまちつくりかい」という組織で支所と公民館が一緒になって地域の課題をどうしていくか考え、協働のまちづくりを進めている事例があります。99地区公民館の活動がより活発になるように、地域公民館長をはじめ、職員がどうサポートしていくかということはこれからの非常に重要な課題であると思います。このことについては十分に説明をして、条例改正の趣旨をご理解いただけるようにしていきたいと思えます。

【委員】パブリックコメントの資料をホームページ上で公開し、利用団体の代表者には文書で通知するということがありますが、資料を見ても改正の内容が分かりやすく、こういう内容で進めていくということが市民にも理解されると思いますし、非常に好感が持てます。団体の代表者だけではなくより大勢の人が理解しやすいだろうと感じます。冷暖房使用料の関係は、季節を考慮して計算されていくとのことですが、どの公民館でも同一額ということですか。また、消費税率の改正に伴う料金の改定については、総務省から強く言われているはずだと思います。これについてはその都度、法の改正に合わせて条例改正をしていくという文面を説明に入れておけば、税率改正に合わせて使用料が上下しても問題ないと思えます。

【事務局】本来は広報にパブリックコメントの資料を掲載できれば一番良いかと思いますが、今からですと手続きが間に合わない状況ですので、再度このようなことがありましたら参考にさせていただきます。また、利用団体の代表者に説明会の案内をしますが、代表者だけでなく「団体の方々」という文言を追加して多くの人に説明会に来て直接説明を聞いていただき、率直なご意見をいただけるよう努めていきます。また、使用料については全ての公民館で同じ計算方法で算出します。現在は部屋の面積によって使用料を定めていますが、市の施設についてはすべて同様の計算方法で料金設定をしていきたいと考えております。

【委員】条例改正の周知の件で、ホームページにも掲載されるとのことですが、公民館のホームページを見てもコンテンツがあまりにも充実していないという印象を受けました。他県のホームページは非常に多くの情報が掲載してあります。現在、市のホームページにはどのようなコンテンツがあるのでしょうか。

【事務局】市のホームページには従来公民館についてあまり記載がなく、昨年ホームページの内容をリニューアルしました。各公民館の施設について見やすくするというので、具体的には、部屋の名称をクリックするとその部屋の写真が見られるようにして、公民館職員の協力のもと、各部屋の用途についてコメントを付け、公民館施設についてはホームページ上で部屋の中身、用途、料金が分かるように改善をしました。ただ、ソフト事業についての情報はあまり掲載していませんので、委員の意見を参考にして充実を図っていきたいと思います。

【委員】公民館長の選考を公募にすると職歴や経験等が重要視されるのではないかと思います。そういったことをなくし、全く一般の人が館長に任命されれば、公民館事業を実施する中で新しい考えが入ってくると思います。前回の会議で示された前年度の事業報告と今年度の事業計画を比較したときに、毎年同じような事業を行っているという印象を受けました。例えば近々運動会がありますが、運動会に参加する人は限られると思いますので、運動や体を動かすことが苦手な人を対象にした事業も考えてもらえると良いと思います。一般の人が館長になることによって、スポーツのみならず色々な新しい事業を考えていけるとと思いますので、公民館長の公募については職歴や経験を重要視しすぎないようにしてほしいと思います。

【事務局】現在、明科公民館長を公募して選考の時期に入っていますが、選考については職歴や経験は参考の部分で、館長になったらどのような事業を実施したいか、どういう思いを持っているかということについて、一人ひとり面接を行って、選考委員で協議をして選任しています。この4月から3人の公民館長が新たに任期をスタートしていますが、大変多くの応募があり、甲乙つけ難い中で選任しました。職歴や経験を重視しているということではなく、いくつかの選考基準の中でそういった要素も加味して選考しているという状況です。また、事業が毎年同じだということになると、公民館長ほか職員も一緒に、事業内容や地区公民館のサポート体制を見直していかなければならないと考えていますので、ぜひまたご意見をいただきたいと思います。

【委員】現在、明科公民館長の選考をしています。現任の公民館長は住民からの信頼を受けているのでぜひ続けて務めていただきたいという気持ちが高く、前回の公募の際にも、館長を辞職するという話があったので、私たち住民がぜひやってほしいということをお願いしました。やはり、地域の人たちが公民館長を支えるという意味でも、「この人にやってもらいたい」という人を私たちも選んでいかなければいけないと思いますし、また、公民館長に多くの人が応募するように、皆さんにお願いしていかなければいけないと思います。選択範囲が狭ければ狭いほど、良い館長さんに出ていただけなくなると思います。また、公民館にはサポート会議というものがあり、事業内容を検討しています。公民館は住民みんなのものなので、誰かにお願いするのではなく、自分たちも地域のために良い人を選べるように頑張っていかなければならないと思いました。

【委員】中央公民館長は生涯学習課長が兼務しているということですが、中央公民館長は各公民館長を統括するというのが条例にあります。各分館長は中央公民館長の下という位置付けですか。

【事務局】合併後、公民館を設置する際に中央公民館を穂高公民館に置くということで現在まで継続しております。平成25年度までは、地域公民館長の中から一人が中央公民館長を兼務していました。しかし、中央公民館長の職務として対外的なものや事務的なものが増えてきましたので、各地域公民館長が公民館事業に専念できるように、中央公民館長は生涯学習課長が兼任するということになりました。中央公民館の分館が地域公民館という位置付けではありますが、6人の公民館長で公民館長会を組織して月1回の会議を行い、意見交換等をするなど連携して各業務にあたっています。

【委員】明科だけが新しい方式で進めているということですが。

【事務局】明科庁舎は支所と公民館が併設されており、その中で職員も地域課として一体となって業務を行っています。今後は他の地域でもこのような形式を進めていきますが、豊科と穂高については人口規模等の理由により支所と公民館の場所が離れていますので、どういう形で実施していくかは今後検討していきます。

【委員】公民館担当の職員は専従ですか。

【事務局】職務としては公民館業務を中心に行っています。

【委員】地域課の職員が公民館業務を行うということはあるですか。

【事務局】地域課という一つの課に複数の係があるような形になっていますが、業務の任命権は地域課長にありますので、調整によってはそのような場合もあると思います。

【委員】公民館長と地域課長の関係はどうなりますか。

【事務局】基本的には業務内容で住み分けができていますが、場合によっては公民館長と地域課長と一緒に進めていくような業務もあります。

【委員】明科庁舎はフロア内で公民館担当と地域の担当で分かれています、「いいまちつくろうかい」では一緒に活動をしています。明科公民館の正規職員は2名で、その他に公民館長と社会教育指導員がいます。現在、生涯学習推進計画の見直しを進めている中で、公民館職員の研修を充実させるべきだという議論がありました。しかし、実際には忙しくてとても研修に出向くということとはできない様子ですので、公民館の職員を増員していただきたいと思います。

【委員】現在、支所の事務分掌には公民館に関する業務も明確に入っているということですか。

【事務局】現在は補助執行ということで、今までの公民館業務については地域課へ仕事をお願いしています。

【委員】豊科公民館の職員は新本庁舎に入るという話を聞きましたが、中央公民館はどうなりますか。

【事務局】豊科公民館は10月から改修工事を行います。それをどう活用して地域課と一緒に地域づくりを行っていくかということについては、同様の課題を抱える穂高地域も併せて今後の検討課題としたいと思います。また、中央公民館の職員は本庁舎へ入る予定ですが、公民館としての実態があるところではなければ公民館を置くことができませんので、新本庁舎を公民館として位置付けることは難しいと思います。現在の中央公民館の場所は穂高会館ですが、こちらも見直しを行う予定です。

【委員】地域公民館に対して要望等がある場合は公民館長と地域課長のどちらに話せば良いのでしょうか。また、公民館長と地域課長の指示命令系統はどうなっているのでしょうか。

【事務局】地域公民館に対する要望等は、まず公民館長に話していただければ良いと思います。公民館長と地域課長のどちらが上というのはありませんが、組織としては地域課長の下に公民館長が入っています。

【委員】一時期、地域公民館の職員の態度が良くないという話がありました。現在はどうか分かりませんが、1年に1回程度はそのあたりをチェックして、市民が公民館を気持ちよく使えるような体制を確

認してもらいたいと思います。

【事務局】 地域の人と話していると、公民館長は学校教育関係者や行政関係者が務めているイメージが地域の中にはあります。しかし、地域の居間であり、囲炉裏端であり、井戸端会議ができるような場所だというのが公民館の原点です。そういった場所を取り仕切っているのは誰かという、一家の主婦です。地域で信頼されている、一家の主婦を長く務めているような人が公民館長になるべきだと思います。そうすることで、今までとは違った公民館活動が展開でき、公民館が住民にとってより身近なものになると思います。

### 3 その他

今後の日程について